

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時
平成 24 年 10 月 10 日（水曜日）
午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 16 分散会
（うち休憩 午前 11 時 54 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、田村誠委員、大宮惇幸委員、千葉伝委員、
工藤大輔委員、郷右近浩委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、工藤担当書記、星野併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、杉原農政担当技監、
沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、
寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、
大村技術参事兼漁港漁村課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
及川農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、
小田島団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、
渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、
石田水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、
佐藤競馬改革推進室特命参事、高橋競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
(1) 議案の審査
ア 議案第 1 号 平成24年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 庁舎等施設災害復旧費中 農林水産部関係

第4項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表

第3条第3表中

1 追加中 2～5

2 変更中 1～6

- イ 議案第3号 平成24年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第4号 平成24年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第5号 平成24年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第6号 平成24年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- カ 議案第10号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第11号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ク 議案第12号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第60号 田老漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第61号 大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第62号 綾里漁港東防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第63号 綾里漁港西防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第64号 船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 ただいまから農林水産委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。

議案第 1 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費、第 11 款災害復旧費中、第 1 項庁舎等施設災害復旧費のうち農林水産部関係、第 4 項農林水産施設災害復旧費及び第 2 条第 2 表繰越明許費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 2 から 5、2 変更中 1 から 6、議案第 3 号平成 24 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 4 号平成 24 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 5 号平成 24 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 6 号平成 24 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 10 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 11 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 12 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 8 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その 1）の冊子でございます。議案第 1 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）であります。当部の補正予算は 5 ページをお開き願ひまして、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費を 51 億 8,364 万 2,000 円増額しようとするものであります。

次に、6 ページをお開き願ひまして、11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費は、補正予算額 5 億 9,041 万 1,000 円のうち農林水産部所管分は 819 万 3,000 円を増額しようとするものであり、4 項農林水産施設災害復旧費は 88 億 8 万 9,000 円を減額しようとするものであります。

今回の補正は、国庫補助事業の事業費確定や国の震災枠予算の確定等に伴う補正のほか、牧草地の除染や牧草、ほだ木の処分等に係る追加対策など、県産農林水産物の安全性確保や風評被害対策の強化を図ろうとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の 42 ページをお開き願ひます。6 款農林水産業費、1 項農業費であります。まず、1 目農業総務費の主なものであります。説明欄の一つ目、いわて食材販路回復・拡大推進事業費は、原子力発電所事故に伴う県産農林水産物に対する消費者の不安を払拭し、風評被害を防止するとともに、販路の回復、拡大を図るため、安全安心な県産農林水産物の PR や商談会開催等に要する経費について補正しようとするものであります。

2 目農業金融対策費の農業改良資金等特別会計繰出金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであり、3 目農業改良普及費のいわ

てニューファーマー支援事業費は、青年就農給付金事業の補助金額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであります。

4目農業振興費であります。説明欄の一つ目、東日本大震災農業生産対策事業費は、国庫補助金の内示等に伴い、共同利用施設の復旧や農業機械の整備の助成に要する経費を補正しようとするものであります。

12目農業大学校費の管理運営費は、農業大学校における草地の除染及び汚水処理施設の整備に要する経費を補正しようとするものであります。

43ページに参りまして、2項畜産業費であります。1目畜産総務費の償還金は国庫補助金等の返還金を補正計上しようとするものであり、2目畜産振興費は説明欄の二つ目になりますが、放射性物質被害畜産総合対策事業費は、県産畜産物の安全性を確保するため、牧草や稲わらなど県内産粗飼料の放射性物質濃度検査や牧草地の除染並びに廃用牛の適正出荷のため、県が設置する廃用牛の集中管理施設の運用に要する経費等を補正しようとするものであり、牧草地の除染効果を適切に発現させるため、今回除染前の除草経費を追加するほか、本県産原乳の安全性対策として基準値100ベクレル以下ではあるものの50ベクレルを超過する牧草地の除染を追加するとともに、国及び県が利用制限していない牧草地についても風評被害への対応を目的に生産者支援の放射性物質低減対策としての草地更新に取り組む市町村に対し、経費の2分の1を補助しようとするものであります。

3目草地対策費の畜産基盤再編総合整備事業費補助及び団体営畜産経営環境整備事業費補助は、いずれも事業計画の確定に伴い、事業費を減額しようとするものであり、4目家畜保健衛生費であります。説明欄の一番下、家畜伝染病予防費は緊急時の防疫体制の充実を図るため、高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した防疫の演習に要する経費等を補正計上しようとするものであります。

45ページをお開き願います。3項農地費であります。1目農地総務費の償還金は、いわゆる91社問題の損害賠償請求事案等に係る国庫補助金等の返還金を計上しようとするものであり、2目土地改良費は国庫補助金等の内示及び地区間の調整等に伴い、公共事業費等の所要額を補正しようとするものであります。説明欄の下から三つ目、小水力発電エネルギー利活用可能性調査費は、農村地域に存在する再生可能エネルギーの活用を推進するため、小水力発電導入の採算性が見込まれる地区について、発電施設の導入を前提とした概略設計を追加実施しようとするものであります。

46ページをお開き願います。3目農地防災事業費であります。説明欄の上から三つ目の海岸高潮対策事業費は、県の財源上、より有利な災害復旧事業での事業実施が可能とされた釜石市の下荒川地区について、災害復旧事業へ振り替えする等により減額補正をしようとするものであり、その下の農用地災害復旧関連区画整理事業費は復興交付金事業の採択を踏まえ、当初災害復旧費に予算措置していた復旧事業費から災害復旧とあわせ行う区画整理として当該事業に移行する事業費について所要の整理をしようとするものであります。

次に、47 ページに参りまして、4 項林業費であります。1 目林業総務費であります。説明欄二つ目の県有林事業特別会計繰出金及びその下、林業改善資金特別会計繰出金は各特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2 目林業振興指導費であります。説明欄の三つ目、原木しいたけ経営緊急支援事業費は、放射性物質による被害のため使用を制限されたほだ木などの処分、一時保管に要する経費について補助するとともに、新たにほだ場の環境整備での支援を追加しようとするものであります。このほだ場の環境整備は、少なからず放射性物質の影響があると見込まれる落葉層を除去し、ほだ場の環境を整えることによって、生産者の再生産意欲を高めていただくとともに、取扱業者、消費者からの信頼回復等、今後の出荷制限の解除につなげることを目的として実施しようとするものであります。

次に、3 目森林病虫害等防除費の松くい虫等防除事業費は、国庫補助金の確定に伴い、所要額を補正しようとするものであり、4 目造林費は森林整備事業の実施に係る事務費の節間補正をしようとするものであります。

48 ページをお開き願います。5 目林道費の林道整備事業費は、国庫補助金の内示に伴い所要額を増額しようとするものであり、6 目治山費の保安林強化事業費は、東日本大震災津波で海水をかぶったことにより立ち枯れた県有防潮林内の立木の伐採除去費用を増額しようとするものであります。

7 目林業技術センター費は、研究受託費の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次に、50 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費の管理運営費は、国庫補助金等の返還金等を計上しようとするものであり、沿岸漁業改善資金特別会計繰出金は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2 目水産業振興費の説明欄の二つ目、さけ、ます増殖費は、サケ資源等の回復を図るため、漁協等が行う稚魚生産放流事業を支援するものであります。国庫補助金の配分増により国庫補助の対象外とされていたものを補助対象経費に追加することが可能となったため、財源を振り替えるとともに、事業実施主体への支援を拡大しようとするものであります。

7 目水産技術センター費の試験研究費は、研究受託費の確定に伴い、所要額を補正するものであります。

次に、10 目漁港漁場整備費の主な事業についてであります。説明欄の中ほど、漁業集落防災機能強化事業費補助及びその二つ下の漁港機能復旧事業費補助は、国庫内示及び復興交付金の交付可能額通知に基づき所要の経費を増額しようとするものであります。

次に、少し飛びまして 74 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費であります。1 目庁舎等災害復旧費の説明欄、農林水産部のうち農業研究セ

ンター南部園芸研究室施設災害復旧事業費は、沿岸被災地域における施設園芸団地形成の取り組みを技術的に支援するため、被災した農業研究センター南部園芸研究室の再整備に着手しようとするものであります。

1 ページ飛びまして、76 ページをお開き願います。4 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費のうち、説明欄に記載のとおり農地等災害復旧事業費及び海岸保全施設災害復旧事業費で大きな減額補正となっております。まず、農地等災害復旧事業費の減額理由であります。当初予算編成においては、災害復旧とあわせ行う区画整理に要する経費が未確定であったことから、この災害復旧事業で、あるいは農林水産業費の農用地災害復旧関連区画整理事業、そのいずれでも対応を可能としておくために予算を計上させていただいたところであり、その後復興交付金事業に採択され、災害復旧とあわせ行う区画整理に係る事業計画の策定や、地元の合意形成が進んだことから、今般所要の整理をしようとするものであります。

また、海岸保全施設災害復旧事業費の減額についてであります。災害復旧は3カ年度以内に完了させることを通例としているため、当初予算においては復旧事業費の3分の1を計上させていただいたところであり、その後各地区の状況を勘案した年度別整備スケジュール等の施工計画を策定したことに伴い、今年度の所要額に補正しようとするものであります。

次に、5 目水産業用施設等災害復旧費の共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助及び水産業共同利用施設復旧支援事業費補助は、いずれも事業実施主体からの追加要望に対応し、それぞれ所要の経費を補正しようとするものであります。

7 目漁港災害復旧費は、国庫補助金の内示等に伴う補正であります。説明欄の一番下、県単独漁港災害復旧事業費は漁港施設用地をかさ上げする事業について、別の国庫補助事業での実施が可能となったこと等により減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入ります、議案（その1）にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費の表であります。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費、水産技術センター施設災害復旧事業の19億4,654万5,000円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは、国との調整結果によるもののほか、基本計画の策定に不測の日数を要し、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。8 ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正の1追加の表であります。2の水質保全対策事業は雪谷川ダムのダムコントロールシステム改修整備工事について、施工計画の見直しにより平成24年度に補修を行い、試運転調整は平成25年度とする必要が生じたため、翌年度にわたり一括発注とし、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

3の漁港機能復旧事業及び4の水産技術センター施設災害復旧事業並びに5の漁港災害復旧事業は、いずれも平成24年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るもの

であり、それぞれ期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、9ページに参りまして、2変更の表であります。当部所管に係るものは、事項欄1のかんがい排水事業費から6の海岸保全施設災害復旧事業までの6件であります。いずれも平成24年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、事業費の変更等に伴い、それぞれ債務負担行為の期間あるいは限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。15ページをお開き願います。議案第3号平成24年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ8,038万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億3,647万5,000円とするものであります。

16ページをお開き願ひまして、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、17ページに参りまして、歳出の1款農業改良資金貸付費は、貸付先からの償還金の確定に伴い、国への償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするもの等であり、2款就農支援資金貸付費は、前年度繰越額の確定に伴い繰越金を貸付金の財源に充当して増額しようとするものであります。

18ページをお開き願ひます。議案第4号平成24年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ1,070万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ34億9,437万5,000円とするものであります。

19ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、20ページに参りまして、歳出は県行造林造成事業における分収交付金や消費税確定申告に伴う納付消費税等に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、21ページに参りまして、議案第5号平成24年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ3,212万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ13億5,560万4,000円とするものであります。

22ページをお開き願ひまして、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金等を減額しようとするものであり、23ページの歳出であります。1款林業改善資金貸付費は前年度からの繰越金の確定に伴い、貸付費を減額しようとするものであります。

24ページをお開き願ひます。議案第6号平成24年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ2億1,597万円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億8,370万6,000円とするものであります。

25ページ、第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するとともに、前年度貸付実績から貸付金収入を増額

しようとするものであり、26 ページをお開き願ひまして、歳出のほうは沿岸漁業改善資金貸付費を減額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。議案（その1）の37 ページをお開き願ひます。議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業、続きまして38 ページをお開き願ひまして、中山間地域総合整備事業、骨寺村荘園景観保全農地整備事業及び農用地災害復旧関連区画整理事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、40 ページをお開き願ひます。議案第11号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し、議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農用地災害復旧関連区画整理事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市町村に負担させようとするものであります。

42 ページをお開き願ひます。議案第12号は水産関係であります。議案第12号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは広域漁港整備事業について、水産関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 最初に畜産振興費についてお伺いしたいと思います。先ほど説明していただきました放射性物質被害畜産総合対策事業費、これは100ベクレル以下であっても50ベクレルを超過する牧草地を除染するということですが、この予定している面積をお示してください。また、今予定されている地域もお示してください。

それと、以前にもお伺いしたところだったのですが、廃用牛集中管理施設、これは施設を拡充して引き受け頭数が大幅にふえたわけですけれども、当然これは各地域からの希望をとっての頭数だったと記憶しておりますが、ここにかかわる、持っていく移動の経費、管理する期間は販売までか、販売は誰がするのか、現在の平均飼育直しの期間をお示してください。

また、これらが東京電力の賠償請求にかかわる形であるとすれば、どのような形でやるのか。JAを中心としたチームのほうでやるのか、それとも個々の対応になるのかお示してください。

次に、林業振興指導費についてお伺いします。復興木材流通支援事業費はこれまでも継続してやっていると思いますが、移動にかかわる支援をしたこれまでの履行数、実際どのぐらいになってきたのかということ、それと原木しいたけ経営緊急支援事業費に関して、

ほだ場の環境整備、落葉層の除去ということですが、これも予定されている面積をお伺いします。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました今般の放射性物質被害畜産総合対策事業に係る、いわゆる追加分の除染事業に係る面積についてのお問い合わせだっただろうと思います。

まず1点目、牧草地再生対策事業におきまして、今般原乳対策で10ベクレル未満を確保するために、50ベクレル超過、100ベクレル以下の牧草地の除染を行うことにしてございます。計画上は、昨年度の結果でもって計画を組んでございまして、係る面積は分母で2,000ヘクタールでございます。そのうち今年度計画を組んでいますのが600ヘクタールというように計画を組ませていただいております。

あと、もう一本でございますが、今般利用自粛を要請していない牧草地の除染に取り組む市町村に対しまして、岩手型牧草地再生対策事業を新規に創設しましたが、ここに係る面積は、今申し上げました原乳10ベクレル未満を確保するための牧草地、これらを県内の全部の面積から引きますと、分母は2万2,000ヘクタールになります。そのうちの約1割ということで、今年度の計画は2,200ヘクタールと見込んでございます。

○及川振興・衛生課長 廃用牛の関係でございますけれども、集中管理施設に運んでいただく場合の経費につきましては、これは農家の負担をお願いをしております。その後飼い直しが済んで屠畜場等へ出荷する場合の経費につきましては、これは損害賠償請求の対象となるということでございます。

それから、平均飼い直し期間のことでございますけれども、これはまちまちでございます。例えば今年の3月31日までに仮に3,000ベクレルの放射性セシウムに汚染された牧草を給与した場合、これを4月1日から仮に100ベクレルのレベルの餌に切りかえ、かつ7月1日から飼い直しをした場合、それが出荷可となる期日は平成25年6月8日といったような形で、それぞれ牛によって違うということで、一概に飼い直し期間を出すということは困難であると考えてございます。

それから、損害賠償関係でございますけれども、廃用牛の損害賠償請求につきましては、これは損害賠償対策岩手県協議会が廃用牛の品種、体重、月齢別に単価を設定いたしまして、体重を乗じた額で損害賠償請求を行うということで、7月に東京電力と合意したものでございます。飼い直しが必要な場合につきましては、そのかかり増し経費も含め請求するというようにしております。

○佐野林業振興課総括課長 まず、復興木材流通支援事業、これは加速化基金事業で本年度は実施するものでございますが、昨年度は国の復旧関係の支援の補助、予算を受けて実施したものでございます。平成23年度の実績でございますが、原木の流通支援としまして、他県に補助を受けて輸送された原木の量は4万6,000立方メートル、チップについても一部助成してございまして3万4,000立方メートルを支援しております。今年度の計画について申し上げますと、県外に対して原木で12万立方メートル、それからチップで2万2,000

立方メートル弱を輸送する支援を行う計画でございます。

それから、ほだ場の環境整備事業でございますが、事業の対象となる処分するほだ木、指標値を超過して使えなくなったほだ木を処分するのにあわせて落葉層の除去を行おうという事業でございます。指標値超過等によって事業の対象とするほだ木の本数を364万4,000本、これが指標値超過のほだ木ということで処分が見込まれております。これにつきまして、面積を算定するわけですが、標準的な伏せ方であるよらい伏せによりますと、大体3.3平方メートル当たり30トン伏せ込むということになりますので、1本当たり0.11平方メートルということで先ほどの364万4,000本に掛け合わせますと、指標値超過に伴うほだ場の環境整備の対象面積はおおよそ40ヘクタールとなります。また、あわせて指標値等を超過していないところにつきましては、市町村が補助を行う場合に2分の1補助ということにしておりますが、それにつきましては本数が46万9,000本と見込んでおりまして、これについてはおおよそ5ヘクタールということで、合わせて45ヘクタールほどと見込んでおります。これについて、今年度と来年度、2カ年度に分けて実施しようとするうち、今年度分を今回の補正予算でお願いするところでございます。

○渡辺畜産課総括課長 先ほどの御質問で、大変申しわけございませんでした。1点ちょっと申し上げるのを忘れてございました。

どのような市町村が該当になるのかというお話でございますけれども、50ベクレル超過100ベクレル未満の牧草地につきましては、事業主体は農業団体とさせていただきますので、現在農業団体とそのあたりは詰めてございます。イメージ的には、新しいわて農協管内が多いのですけれども、今詰めている最中ということでございます。

それと、あと利用自粛をしていない牧草地での対象市町村ということでございますが、現時点におきまして、県のほうに問い合わせがあるのは葛巻町、雫石町、滝沢村、洋野町でございます。

○工藤大輔委員 ありがとうございます。林業関係なのですけれども、他県に持っていくということは、つまり県内での受け入れ先が非常に少ないと。本来県内での受け入れが可能であれば、たしかこれは、輸送距離が50キロを超えるところに対して支援するという制度だったかと思いますが、さまざま新エネルギーも含めて、他県でもいろんな取り組みがあるわけでありまして、県内の木材を県内でより多く使ってもらうという取り組みについては、積極的に私は進めるべきではないかと思っております。そうすることによって、こういった費用をかけずに、また別の目的でお金を有効に県内のために使えるということになると思っておりますので、その辺については担当課で積極的な取り組みをしていただきたいと思っておりますが、これについての御見解をいただきたいと思っております。

また、賠償の関係ですけれども、移動経費は農家負担ということですが、持って行って、それからまた持ち帰って、販売という形で流れるのですよね。そういった中で、これらも当然東京電力の賠償になるかどうか、これは確認の意味でお伺いしたいと思っております。

○佐野林業振興課総括課長 県内で、なかなか滞っているということもございます。先ほ

ど若干割愛して申し上げてしまったので、ちょっと誤解が生じたかもしれませんが、輸送流通コスト支援につきましては、他県への輸送のみならずの一定の距離を超えた部分については県内の分も助成しておりますが、これもいつまでも続くというわけではございませんので、再生可能エネルギー、木質バイオマスエネルギー等が期待されているところでございますので、そういったところも含めて積極的な振興策を探っていきたいと考えております。

○及川振興・衛生課長 廃用牛の移動にかかる経費でございますけれども、農家から集中管理施設に持っていく場合につきましては、先ほど申し上げましたように、農家の負担をお願いいたしますけれども、その部分についても東京電力の損害賠償請求の対象となるということを確認してございます。

それから、販売につきましては、これは通常屠畜場、それから全戸検査済み対象農家の場合であれば、成牛市場ということになりますけれども、これは通常販売していただいて、そこで得られた利益と、それから損害賠償請求で入ってきた金額の差額の部分、この部分をお返しいただくというような形でございます。

○工藤大輔委員 飼い直しをした後、今相当数滞留しているわけですが、滞留の解消の見込みを最後にお伺いして質問を終わります。

○及川振興・衛生課長 滞留の解消時期につきましては、乳用牛と肉用牛と若干違ってございまして、乳用牛につきましては本年末、それから肉用繁殖牛につきましては平成 25 年末と考えてございます。

○吉田敬子委員 私からは、災害復旧費の中の農業研究センターの園芸研究施設の復旧事業についてお伺いいたします。

今回は、被災したところを再整備ということですが、まずはこれまでであった研究室と、これまでと同じようにつくるものなのか、もしくは違う点、改良される点というのがあるのであれば、具体的に教えてください。

○鈴木農業普及技術課総括課長 これまでの南部園芸研究室と、今度再構築する南部園芸研究室の違いというお問い合わせだと思いますけれども、面積規模でいいますと、今まで施設面積は 1.7 ヘクタールでしたけれども、今回は 0.5 ヘクタールの面積規模で構築しようと考えております。前は試験用のハウスが 2,600 平方メートルありましたが、今般の計画では 1,200 平方メートルのハウス設備ということで、設備面積を縮小します。ただ、あそこに施設園芸団地が造成される予定になっていきますので、これからの研究のあり方として、研究施設内での研究中心から、農業者とともに、その施設での試験研究、現地試験、農業者との試験というものに力を入れていまして、迅速な技術の開発と農業者への伝達普及、そして実践的な農業経営に資するという研究のあり方に変更しまして、そのために自前で持ちます設備等は必要最小限にすると。そのエネルギーと労力、人員をそちらのほうの現場対応に向けるという組織活動のあり方を目指して、多様な設備規模ということを考えております。

○吉田敬子委員 縮小ということになると、例えばこれから新たに園芸施設で再生可能エネルギーを、暖房施設で使った技術開発とかも、こういう研究施設でこれからされていくのか等お伺いします。事前にいただいた資料の中では、この地区を職能産業モデル地域として大規模施設園芸団地を形成されていくということなのですけれども、施設の復旧も大事だと思うのですけれども、中身の緊急の部分でどのようなものを県としては見込んでいるのか、再生可能エネルギーの中でも太陽光型植物工場は誘致したいという話はあるのですけれども、そのほかに、ちょっと農業をこれから始めたい、もしくは最近始めて、新しい農業のあり方というか、放射能の問題も含めて、やっぱり原発の問題からなかなか売れない、けれども、新しい取り組みはしていきたいという方から私もちょっと声をいただいて、暖房施設を再生可能エネルギーで使っていきたいだとか、そういう話もよく聞くのですが、なかなか岩手県内でそういう事例がないというのと、そういう機材を県内では確保しづらい、他県だと再生可能エネルギーを使った、園芸施設用の暖房施設、例えば木質バイオマスだとかを使った園芸施設用の暖房器具というのがあるそうなのですけれども、岩手県だとなかなかそれが手に入らないということで、園芸施設のそういった部分で新技術の開発等もこれから見込んでいると思うのですけれども、そういったお考えがあるのかというか、ぜひしていただきたいのですが、それに関してはいかがでしょうか。

○鈴木農業普及技術課総括課長 初めに、施設の縮小ではないかということでございましたけれども、面積規模は縮小しますけれども、研究人員体制なり組織の機能としては、むしろ拡充強化していこうと思っています。そして、沿岸部に新たな施設園芸の産地をつくりたいと。それをぜひこの南部園芸研究室がサポートしたいと考えております。

それで再生エネルギー、特に木質バイオマスの関係ですけれども、被災前の南部園芸研究室において、既にまきストーブとお湯、ボイラーを使ったイチゴのいわゆる再生可能エネルギーによる施設園芸の試験に取り組んでおりました。これは、省エネも兼ねまして、ハウス全体を暖房するのではなく、ベンチ栽培で土の部分だけをお湯を通して暖房するという省エネ型木質バイオマスのエネルギーを使った低コストの試験をしていました。試験データが出る前に、残念ながら被災してしまいました。したがって、当然この研究、試験につきましては、新たな施設においても継続して、地域のエネルギーを地域で使って、それに付加価値をつけていくというような取り組み、それから低コストということは考えながら研究していくつもりでありますし、地域の木材も使った新たなそういった施設のあり方についても興味あるところではございます。

○吉田敬子委員 被災されて、その実績というかが途中で終わってしまったということなので、今後もその研究開発をどんどん進めていっていただいて、新しい園芸施設というか、農業のあり方というのをぜひ模索していただきたいと思っています。

青年就農給付金というのが来年度から林業、水産業の関係でも対象になるということなので、例えばそういった新しい技術を使った、農業に参入するだけではない、林業のほうでもこれからそういった若い人たちもふえていくと思うのですけれども、やっぱり新しい

やり方というのをどんどん研究開発していくことで、放射性物質の被害に負けない新しい岩手県の農林水産を力強いものをぜひつくっていただきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。

○吉田敬子委員 はい、結構です。

○郷右近浩委員 今吉田敬子委員のほうから質問あったところからちょっと関連的な部分でお伺いしたいところ1点ありますので、先にお聞かせいただきたいと思います。

議案（その1）のほうですけれども、就農支援資金貸付費という部分についてですけれども、今回補正がこのように出てきております。これにつきましては、前年度分の繰り越し部分だと思っておりますけれども、あまりこれは使われなかったのかなというのが率直な気持ちでして、これをどのような形で昨年度は使われたかというような部分についての実績等をお知らせいただきたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 就農支援資金の平成23年度の利用状況ですけれども、就農支援資金の平成23年度の貸付実績は、4,335万9,000円となっております。これは、平成22年度に比べておおむね900万円ぐらい増加しております。件数につきましては、平成23年度19件、平成22年度は14件という実績になってございます。

○郷右近浩委員 ということは、これは予算を結構十分とっていて、それで消化にならなかったということだけで、県としてはぜひこれを使っていただきたいという資金であるということには間違いはないということで、そういった認識で、以下また質問させていただきたいと思います。

私自身もどういう形であれ、これから就農したい、若い方々が参入していく、そうしたものを応援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうした中で、今度は販路の部分で、いわて食材販路回復・拡大推進事業費というのが補正で計上されております。これにつきましては、るる説明もいただきましたけれども、どのような形で販路回復というか、そのPRをしたいのかというのがちょっと見えてこない。商談会というのは、もうとにかくバイヤーの世界であって、それがすなわち岩手は元気だと、岩手の食材は元気なのだということを発信することに直接的につながらないとは言いませんけれども、そうした意味においては、私はもっとどんどん、どんどん表に出ていくべきではないかなと思っているものであります。例えば東京等でもさまざまな形で復興支援という名のもとに岩手の農畜産物等を販売するような、商工の部分にもなってくるのでしようけれども、加工品を販売するような機会を、本当にこの被災地以外、さまざまな場所で、もちろん被災地の中でもですけれども、数多く持っていていただいております。そうした中に、ぜひ岩手県としてレスポンスよくかかわっていただきたいなと思っております。

この間何件か私も相談を受けたのですけれども、なかなか被災地の自治体——釜石市はもう声がかかれば、すぐにでも行きますといったような形を市の体制としてとっておりますが、例えば陸前高田市であったり大船渡市であったり、その地域によっては人を出せない

いと。物は何とか出すこともできるものもあると。やっぱりどこの行政も、今自分のところをやるので精いっぱい、せつかく声がかかったのだけれども、東京まで売りに行けないなんていうことが非常に多く見受けられます。だとするならば、三陸という名前のブランドもあるでしょう、そしてまたさらには岩手の沿岸というブランドもあるでしょうけれども、周りから見て支援したいのはもちろん岩手というものであり、よその方々から見れば、やはり岩手のものだということで、私どももこの岩手というブランドを育てていくこと、それを目的にしてこれまで動いてきた中での結果であるとも思っております。そうした中で現在、どのような形で取り組んで、またさらには今後直接的に、例えば東京事務所がさまざまな依頼を受けたときに、何とか県としてそうしたものに積極的にかかわっていくといったような考え方はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○泉流通課総括課長 いわて食材販路回復・拡大推進事業の現在の状況と、それから今回の予算の中身についての御質問だと思いますので、それについて御説明申し上げます。

今回補正する額は5,000万円でございますが、その前に当初予算で550万円を計上させていただいています。この550万円の主なものは、8月に盛岡で開催いたしました食の大商談会ということでございますが、これは先ほど委員の御指摘で、本当に売れるかどうかというお話もございますが、120の企業の参加をいただきまして、バイヤーの方々も県外から250名以上の参加をいただいております。その中で、出展した方々からは、やはり東京に出向くと非常にコストもかかるし日数もかかるということで、岩手のこの盛岡1カ所で実施するというのは非常にありがたいというお言葉も出ておりますし、バイヤーからはやはり1カ所でいろんな商品を見られるということで、非常に好評を得ております。これにつきましては、岩手県産株式会社と共同で実施しておりますので、その商談の成果については全て岩手県産のほうで確認するというようにしておりますので、非常に成果を期待できるものと認識してございます。

そのほか、岩手の食材をPRするというようなホームページの改修だとか、そういった事業について実施してございます。

それから、今回の補正でございますが、今言った実需者、バイヤーとか、そういった方々のほかに一般消費者に向けた対策も実施しようとして考えてございます。

まず、実需者につきましては、今回岩手県で開催したものを東京で初めて開催しようとするものです。これについては、やはり出展者が東京まで出向いて商談するというのは大変だったのですが、今回県のほうで一部旅費とかを助成いたしまして、東京の新しい業者にも来ていただけるかなど。盛岡まで来ると1泊2日、あるいは日帰りということで、バイヤーにも負担をかけるのですが、今回はこちらから出向いて行ってバイヤーに声をかけるといったものを東京で初めて開催するというようにしてございます。

それから、関西圏のほうで、やはり岩手、東北のものを避けるといったような風評もあると聞いてございますので、大阪、福岡での商談会を、これまでは岩手県産が中心でやっておりましたが、今回は被災した加工する生産者の方々も県のほうで支援しながら商談会

を開催したいなと思ってございますし、また実需者の方には、県のほうで岩手県の安全、安心な食材のカタログとか、そういったものできちっと説明してほしいというような声もありますので、その加工業者とか、そういった方々の品物を丁寧にPRしていきたいなと考えております。

一方、消費者向けにつきましては放射能というよりは、岩手の安心、安全をPRしたいなということで、首都圏と東京、大阪、福岡の各空港と駅、ちょっと予算にもよるものですが、人の集まるところに岩手の農林水産物をPRしていきたいということで、これはポスターになると思いますが、その掲示。それから、東京都内の一部の電車になりますが、ポスターをつくれれば無料で車内掲示をしていただけるというようなこともありますので、電車による車内チラシ等でのPRといったことで、消費者については、イメージの戦略、見せていくという形でやっていきたいなと思います。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。本当にぜひ頑張ってくださいなという思いであります。

また、そのときにさまざまな岩手復興応援何とかというような、もしイベント等の話がありましたら、ぜひともそれはもう東京事務所であれ、もちろんこちら本庁でも、慌ただしくなっていましたので、ぜひとも何かしら協力するような——被災地の企業にとっては人がない、何がないというのももちろん皆さんわかっている中での話だと思しますので、そこはお互いに知恵を出し合いながら進めれば、せつかくそうした岩手のためにと行って思ってくださいしているそれぞれの自治体、関係者の方々、そうした方々と一緒になって取り組んでいくということは、さらに次のプラスにもつながってまいると思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして畜産振興費についてお伺ひしたいと思ひます。先ほど工藤大輔委員のほうからもお話ありましたけれども、私のほうからは先ほどのお話の続きの部分で、集中管理施設に預かっている牛についてなのですけれども、乳用牛につきましては本年度末、肉用牛については平成25年度末までに大体、滞留が解消する見込みだというようなお話がありましたけれども、この件につきまして、現在の頭数をお伺ひさせていただきたいことと、それから私ちょっと不勉強で申しわけありませんが、今、肉牛の売買については確か価格低迷によるため、上乘せ補助というか補助金的な何かがあったと思うのですよね。そういったことがあるのかどうかと、それがもしあるとするならば、いつまでがその施策の実行時期なのかといったこと。ないならないで、私の勘違いということで。

○及川振興・衛生課長 廃用牛の集中管理施設の現在の状況でございますけれども、9月末現在でございますが、金ヶ崎町、八幡平市、それから一関市と3カ所あるわけでございますけれども、現在の収容頭数は714頭となっております。内訳といたしまして、金ヶ崎町が139頭、八幡平市が300頭、それから一関市が275頭という内訳になってございます。

それから、肥育牛の価格安定対策についてでございますけれども、これは肉用牛肥育経

営安定特別対策事業——いわゆる新マルキンという制度がございますが、これについては平成 22 年度から平成 24 年度の 3 カ年ということで、今年度が最終年となるわけでございますけれども、ここ数年、国が安定対策に注力してきてございまして、平成 25 年度以降におきましても、この制度につきましては農林水産省から予算要求されるものと承知してございます。

○郷右近浩委員 済みません、最後、ちょっと聞き取れなかった。平成 24 年度以降というか、平成 25 年度以降も、またさらに農林水産省のほうでちゃんと手当てしてもらえという予定でよろしいでしょうか。

○及川振興・衛生課長 平成 25 年度も予算要求されるものと承知してございます。

○郷右近浩委員 ちょっとその部分が、さあ、これからどうなるのだろうと。集中管理施設に預けている牛に関しても、それが平成 25 年度までずれ込んだときに、その部分もきちんとなってくるのかなということでもちょっと心配していたものですから、どうもありがとうございます。

また、牧草地の除染を今まさに続けていただいておりますけれども、牧草地自体なのですが、先日も金ヶ崎町のところをちょっと見てまいりましたけれども、反転耕やらロータリー耕やら、いろんな形でやったものがそろそろ、もう既に新しい芽が出てきていると、牧草が出てきているといったような状況になっております。それで、果たしてそれがきちんと予定していた何ベクレル以下といったような形になっているのかどうか。除染はしたけれども、その効果というのはどのようになっているのかお知らせいただきたいと思えます。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問のございました除染の効果でございますけれども、県が実施している牧草地再生対策事業におきましては、放射性物質の低減効果そのものは十分に認められるものの、結果的に許容値をオーバーして十分な除染効果が得られていない事例もございます。具体には、今年度春に除染をしました牧草の効果測定の結果におきましては、100 ベクレルをオーバーした圃場は全体で 7% の圃場に認められたというような状況でございます。県では、7 月の下旬に県の関係機関を構成委員とする除染プロジェクトチームを立ち上げまして、さらに国の専門技術官も加えて除染効果の評価や対応を検討してございまして、最終的には年内中には除染マニュアルというものを策定し、今後の除染に向けて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○郷右近浩委員 除染効果が認められなかったところについては、これからマニュアルをつくってということですが、今の考え方ではまたやるということなののでしょうか、それともまた違う形を試していくというような考え方を持っているのでしょうか。今のまま、ただ保全するという形になるのか、その考え方をお示しいただきたいと思えます。

○渡辺畜産課総括課長 基本的には、2 回目の除染の実施につきましては、先ほどお話ししましたとおり、今うちの県で得られている知見、そして国や他県から情報を収集している知見、それらをもとに除染マニュアルを策定して来年に向けるというのが基本的なスタ

ンスとしてございます。ただ、今年度中にすぐにでも秋にやりたいといったものについては、今まで得た知見の中で、除染プロジェクトチームの指導を受けながら、それは対応してまいりたいと考えているところでございます。

なお、2回目以降の取り扱いにつきましては、いわゆる県単事業による2回目の除染を今実施するように検討してございますけれども、この除染の方法なり、損害賠償請求の対象の可否については、現在国とか東京電力のほうと協議してございまして、今後プロジェクトチームによってどういった除染方法がいいのか、作業主体は誰がいいのか、どういった方法でやっていくのかといったあたりを整理され次第、最終的に詰めていくことにしてございます。

○郷右近浩委員 今回のこの除染の方法論というのは、確かにさまざまところで効果はあったといったような部分も見受けられるといった中ではありますけれども、しかしながら、やはり一番怖いのは、心配するものは、除染はしたけれども、結果的にまたある程度出てしまったと。農家の方々が、そこでずっと営農を続けられるのかといったような、そうした思いになるということが、やっぱり私自身が一番怖いことだと思っております。ですので、ぜひとも次にどのような形でやっていくのか、早く牧草地をお持ちの方々にお示しできるような、そうした体制というのをとっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、小水力発電エネルギー利活用可能性調査費についてお伺いしたいと思います。この調査費については、概略設計に要する費用ということでありまして、さらに補正前は1,000万円の予算につきまして500万円の増加ということで、1,500万円の予算となっておりますが、具体的にどこら辺に何カ所ぐらいというような形というのは、もう話は出ているのでしょうか。そうした中で今回の補正という形なののでしょうか。お伺いしたいと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 小水力発電についてのお問い合わせでございますけれども、小水力発電、昨年度までの3年間で24カ所という可能性調査をしてみました。その結果、いよいよその実施に向けて、次の段階に踏み出そうということも今考えておまして、その一つとして概略設計に乗り出そうと考えております。具体的には、24カ所のうちで可能性が高かったところ、今県で所有しております普代ダムをターゲットにして概略設計をしてみたいと思っております。さらに、それでいい結果が出れば、次の段階にまた進んでいきたいと考えておまして、もう一カ所は、これは県の予算ではないのですけれども、国から直接土地改良区のほうに助成がされるものですけれども、千貫石ため池というのがありますけれども、千貫石ため池でも同じようにため池の落差を利用した小水力発電の概略設計を進めていきたいと考えております。

○郷右近浩委員 これは、国から直ということは、この予算を通過するわけではないものだというような認識でよろしいでしょうか。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 国庫100%の予算なのでございますけれども、県

がやる場合は県の予算に計上しますし、千貫石の土地改良区がやる場合は国から直接土地改良区のほうに行くという仕組みになっております。

○郷右近浩委員 これは、小水力発電エネルギーという部分について、やっぱり小水力とはいえ、例えばダムに設置するものや、あるいはため池なのか、それとも水路に設置するものなのか、本当にいろんな形で幅広いものだと思います。それについて、それぞれの市町村でもこの震災を受けて何かできないかという中で、それぞれの土地改良区ですか、そうしたところでもいろんな形での検討というか、可能性を模索している部分であると思うのですけれども、そうしたことにつきましては、県のほうとしてはこの部分の調査費で、例えば指導というか、そうしたようなこともできる、もしくはやっている事例がありましたら教えていただければと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 この数年間、小水力発電、一生懸命取り組んでまいりましたけれども、その中でいよいよ7月1日から固定価格の買取制度がスタートしまして、それを受けまして、県でもこれまで実施してきました可能性調査の結果をいろいろまとめて、マニュアルあるいは手引を作成しまして、それを市町村とか土地改良区のほうに配付しております。

それから、24カ所の可能性調査をやったところについて、個別具体的にその対象となる市町村、土地改良区のほうにこういう結果だったということを説明したりしております。

それから、8月の末には県内の市町村、土地改良区に呼びかけまして、岩手県の農業水利施設小水力発電推進協議会という協議会を設置しまして、その中には市町村は32、それから土地改良区が34加入していただきまして、そういう我も我もというような方々、あるいはどういうものかというのを勉強したいという方々を募って、そういう協議会をつくっております。協議会の中で、東京のほうから専門の方とか、あるいは企業で実際やっている方々をお呼びして研修会を開いているということで、現在はまさに普及啓発の段階だと思っておりますけれども、そういう中で県でも先ほどお話ししたような概略設計、さらには施設整備というものに進んでいって、このようにやるのだなというところをしっかりと見ていただきながら、後続のところを期待したいなと思っております。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。やっこの3年間やってきたことが、また形になっていくということで、ぜひとも期待したいところだと思いますので、よろしく願います。

長時間に及んでまいりましたので、最後の項目を質問させていただきたいと思えます。さけ、まず増殖費についてお伺いしたいのですけれども、この購入費、購入先です。購入数、そして購入尾数は必要尾数中何割ぐらいになるのか。その配分基準をお示しいただきたいと思えます。

そして、サケの水揚げが少ないという話を聞いておりますけれども、例年と比べて本年、どのような形になっているのかお聞きしたいと思います。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、先に秋サケの状況のほうからお話しし

たいと思います。

9月30日現在で沿岸漁獲量は109トン、これは前年度比の約170%となっております。しかしながら、平成22年度と比較すれば約45%、また平成20年度の比較では18%と、震災前と比べるとかなり低い状況になっております。金額は、約5,000万円ということで、これも低い状況でございます。

それから、サケ、マスの今回の補正予算の内容でありますけれども、当初予算の中では国のほうと予算のことをいろいろ協議しながら、約1億尾を対象とするような形で1億円の買い上げ費ということになっておりますけれども、国のほうにいろいろ何とか本県の被災した状況をお話し、何とか増額をお願いできないかというようなことを部分的にもお願いしていましたし、業界も県も、これに対する要望、増額という形ではないのですけれども、ひどい状況を説明し、何とか予算を確保していただきたいというような要望をしておりました。そういうことから、今回は尾数的には1億尾までではなくて、買い上げ対象の尾数、全体で3億6,000万尾ぐらいなのですから、全尾数を対象とするような形での助成ということで、今お願いしているところでございます。これは、さけ・ます増殖協会のほうで、業界全体のほうにまとめて買い上げ補助をする、それに対する補助という形になっております。

○高橋昌造委員長 サケのとれあんばいはいいのかな。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 それは冒頭に御説明いたしました。

○郷右近浩委員 本当に、これは例年と比べてもちょっと水揚げが少ないということでありまして、その中でもやっぱりサケの水揚げが少なくなると、どうしても漁協の経営自体も厳しくなると。やはりここは弾みをつけるというか、そうしたためにも、やはり定置網の復旧なども順次進めていかなければいけないと思うのですが、何割ぐらいまでその復旧については進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 9月10日現在、83カ統が今操業しております。これから10月以降も含めて、全部で106カ統ぐらいの操業を見込んでいます。全体では、79%ぐらいの復旧率ということになります。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。ぜひともこの定置網の復旧、早く漁業者の皆様方に、本当にフル操業ではないですけれども、きちんと取りかかっていたらいいような手配というのはぜひともお願いしたいと思っております。

また、放射性物質の影響を懸念して、関西方面の業者の方々などから被災県の取り扱いを控えるといったような動きがあるやに見えますけれども、それについては県のほうは把握しているのかどうか、推移をしっかりと見ながら経営支援をさらにしていただきたいと思っておりますが、部長の答弁を求めて終わらせていただきたいと思っております。

○東大野農林水産部長 関西圏での風評のことにしましては、大阪事務所から関西圏ではそういった動きというか、そういった声を聞くというような風評があると聞いてございますけれども、業者からは具体的にこういった取引がというところは承知しておりません。

そういったこともございまして、先ほどの流通課関係の販路拡大のための取り組みについては、関西圏も意識しながら、あちらのほうですと地理的な知識とか、そういったものもちょっと十分ではない方もいらっしゃる可能性もあるので、関西圏のほうではそういったことも意識しながら事業も展開したいと考えてございます。その時々で復興状況も変わってまいりますし、また漁業者の方も、農林関係の方も課題が変わってまいりますので、そういった動きも見ながら、放射性物質対策も含め、津波対策もあわせて農林水産業の復旧、復興を図ってまいりたいと思います。

○千葉伝委員 関連ですから、簡潔に申し上げます。部長からもお話があったのですが、農業総務費のいわて食材販路回復・拡大推進事業費に関連する部分です。いわゆる風評被害を防止するという事で事業費を計上していると、先ほど御答弁があったところです。ちょっと確認したいのは、県がこのぐらいの予算はつけて、ほかの団体とか市町村とか、あるいは農林水産部だけではなくて、ほかの部とタイアップしてやっているようなやり方もあるのでしょうか。この風評被害対策としてのPR。

○泉流通課総括課長 風評被害対策につきましては、それぞれの市町村あるいは全農、農協、それぞれの団体が独自に行っているケースもございます。

それから、県と連携してやるかということにつきましては、お話があれば、県のほうとしても一緒になってやりますし、この間は全農の牛肉の生産者組合の方々が駅前で自分たちの牛を食べていただくというような取り組みをなさしまして、風評被害というより、まず消費拡大を図りたいというようなこともあって、それについては県も一緒になって支援というか、一緒になって実施したりと。いろんな団体から声があれば、やっております。

それから、県のほうとしても販路拡大・回復事業につきましては、商工労働観光部等とも協力しながら随時やってございますし、そういった意味では岩手の安全・安心のほかに、やっぱり岩手のよさをPRしようというような取り組みでの連携をして、風評被害の防止に努めたいと考えてございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。私の耳に入るのは、逆に団体のほうとかがもっと県のほうで何か一緒にやってもらえればとか、そういった声も実はあるわけです。ですから、県のほうが待ちの姿勢で団体のほうから来るのを待っていますという以上に、私は県のほうはもっと積極的な対応を私はすべきでないかという観点で申し上げたいと思います。

それで、いわゆる風評被害というのは一気に回復するわけではないと思います。やっぱり地道に岩手の農林畜産物、水産物も含めて、しっかりとバイヤーにも見てもらう。そしてまた、消費者に安全・安心なものを提供するという形でしっかりと進めていただきたい。私の耳にもう一つ入ったのは、さっきの続きですが、それぞれの団体とか県とかやっているのだけれども、例えば、もちろん来ていただく会社、あるいはバイヤーにも出してはもらうとしても、お互いに3分の1、あるいは4分の1、それぞれが200万円、300万円出せば、1,000万円、2,000万円の予算になるのではないかなということで、それを使ってPRをやるといときにはやはり新幹線も必要でしょうし、バスも必要でしょうしとい

うことで、日帰りではなくて1泊あるいは2泊ぐらいの企画をやって、岩手の生産現場を見てもらうというやり方をして、しっかりと安全なもの、安心なものをつくっていますよ、検査もしっかりしていますよ、こういうことをぜひ見ていただく。盛岡に集まり東京に行く、これもいいと思います。もう一つ生産現場、これは農業だけではなくて水産物だってあるでしょうし、林産物だってあるでしょう。ぜひそういった企画をして災害対策にも、復興対策にも私は結びついていこうなという思いをしております。そういったあたりの考え方をして、岩手のものは安全・安心だということをもっともっと私はPRしていただきたい。私は、この予算では足りないよと、このぐらい思っていますので、ぜひそういった力強い言葉を部長からいただきたい。

○東大野農林水産部長 風評被害対策あるいは県産農林水産物の販売活動の関係につきましても、日常的に集出荷団体と、言ってみれば協議会のような形で組みながら事業展開しておりますし、今回の補正提案させていただいております事業の中でも、やはり具体的な事業展開になった場合には、もちろん生産者団体の方々、あるいは商工労働観光部との兼ね合いもございますので、そちらも意識しながら展開してまいりますし、先日市町村の関係の方々にも集まっていたいただいて、県としてこんな事業展開をしていますといったような説明をしてございます。そういった形で、市町村との連携も保ちながら取り組んでまいります。

あと、今御提案ございました、むしろ岩手のほうに来ていただいて、生産現場を見ていただいてというお話がございましたが、そのことにつきましても、今回の補正提案した事業の中で、そういった取り組みも試みてみることを考えてございます。さまざまな取り組みをしながら風評被害の払拭、そして県産農林水産物の販売拡大、販路拡大に努めてまいります。

○千葉伝委員 ありがとうございます。ぜひ、都会のホテルとかということではなくて、やっぱり岩手には温泉もあるということで、そういったところもぜひ活用していただきたいなという要望です。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。

○千葉伝委員 はい。

○高田一郎委員 私は、先ほど質疑が交わされました小水力発電エネルギー利活用可能性調査についてお伺いします。

この事業は、平成24年度から平成26年度までの3カ年事業ということで、平成21年から導入可能性調査がずっとやられていまして、今年度で計30カ所ということです。やっと本年度の補正予算で概略設計ということで1カ所計上されました。これだけ平成21年から導入可能性調査を行って、わずか1件ということで、これは何が障害といたしますか、課題になっているのかということについて、まず伺いたいと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 小水力発電の導入に当たっての課題、何点かありますけれども、まず五つほど挙げさせていただきます。一つは、施設を設置する

場所がそれぞれ違うということで、施設が必ずオーダーメイドになってしまうということで、施設が高上がりになるということ。

それから水を流す期間が、どうしても農業用水の場合はかんがい用水期間、いわゆる夏場が中心なものですから、冬場の水が流れない期間、その部分がどうしてもロスになるということになります。

それから、三つ目は売電単価です。売電単価がこれまでは10円までいかないという、七、八円ぐらいでとどまっていたということで、非常に安かったということ。

それから、施設を設置するに当たって、電気主任技術者とか、さまざまな資格を要する者が必要だったということがあります。

それから、農業用水特有ということで、落ち葉等の対策が必要だということがあると思います。

どうしても小水力発電、発電するに当たっては落差と、流速と、それから発電の期間という、三つの掛け算になりますので、その三つを見繕って、それがマックスになるようにしたいわけなのですけれども、なかなかそこに至らないということがございますので、そういうところが隘路になってきたと思っております。

○高田一郎委員 小水力発電については、本県は農業地域でありますから、非常に豊富に存在するわけですが、今後、小水力発電エネルギーを進めていく上で、今五つの課題が出されましたけれども、それを克服して、やっぱり拡大していくことが必要だと思うのですけれども、そういう点についてどのような考えを持っているのかについて伺いたいと思います。

○沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 先ほども答弁申し上げましたけれども、やはり今、地域の市町村、土地改良区の方々が小水力発電に対してどのような思いを持っているのか、あるいはその課題はどういうものかというのを我々が一生懸命普及啓発するという段階にあると思っております。農業用水路あるいはため池という、県内にはさまざまなエネルギーを生ずるような施設はたくさんあるわけですが、その施設の中で、例えば私のところの土地改良区はこの施設で発電したいけれども、そこは果たして可能性があるのかどうかというところを、ことしも含めて30カ所になるわけですが、ため池あり、ダムあり、それから水路ありというさまざまなバラエティーに富んだケースで、今まで調査してきたわけですが、調査をした結果を、皆さんにお示ししながら、では私のところは大丈夫なのか、可能性ないのかな、そういうところを皆さんにお示しすることをこれから進めていきたいと思っておりますし、それから国のほうでさまざま制度を出してきておりますので、制度のPRも進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 わかりました。

次に、放射性物質被害畜産総合対策事業について伺いたいと思います。先ほど、原乳対策として50から100ベクレルの対象となる面積が2,000ヘクタールという答弁いただきました。これは、7月20日だったでしょうか、除染作業工程表を策定して、3年かけて

除染を行うという除染作業工程表をつくりましたよね。そのときには、1万5,000ヘクタールだったのですが、今回2,000ヘクタールというのは、1万5,000から1万7,000になるということなのではないでしょうか。そうしますと、この工程表の見直しというのはどのようなものになるのでしょうか。さらに長くなるのか、工程表の中で作業を頑張るといえることになるのか、その点について伺いたしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいまの御質問でございますが、今進めてございます1万5,300ヘクタールの牧草地再生対策事業、原乳対策の分も同じ事業の中には含まれているのですが、御案内のとおり1万5,300ヘクタールの事業主体については農業公社で進めるということで、現地工程会議等々が主体となりながら、進捗管理をしながら進めていると。これに對しまして、原乳対策の分母であります2,000ヘクタールについては、先ほども答弁させていただきましたけれども、事業主体は農業団体をお願いをしているところでございます。今後、農協とそのあたりは詰めていって、別枠で、当然畜産農家も対象は異なりますので、こういった工程表の組み方が可能なのか、これから詰めていきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 それで、これまで課題となっていました機械の入らない耕起不能箇所の除染についてですけれども、県は除染プロジェクトチームをつくって、放射性セシウムの吸収抑制をする実証試験とか、さまざまな対策を今とっているところだと思います。最近の新聞でもトウモロコシの活性炭を使って牧草地の除染を実証したいというような研究成果もあらわれております。現時点での研究成果の到達点といいますか、今後の活用とか、そのことを含めてどのような考えを持っているのか伺いたしたいと思います。

○渡辺畜産課総括課長 ただいま御質問ございました機械の入らない耕起不能箇所の除染に対する今後の対応等についてでございますけれども、これらの該当となります除染につきましては、今般の定例会の中でも答弁をさせていただいたとおり、県のプロジェクトチームにおける土壌改良資材や土壌へのカリウム、ゼオライト投入による牧草の放射性セシウム吸着抑制の実証試験、あるいは国や他県でも同時に実証試験を進めてございますので、これらも参考にしながら除染対策を進めてまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 わかりました。

それで、次に原木しいたけ経営緊急支援事業について伺いたしたいと思います。昨日の一般質問でも質問いたしましたけれども、今回の補正予算に、ほだ場の環境整備ということで予算計上されております。ほだ場の除染ということになりますと、これから冬の時期に入りまして、雪が降ってしまっていて、なかなか春のほだ場の除染ということにはならないと思うのです。年内、10月とか12月とか、そういった時期のほだ場の除染になるのではないかなと思うのです。そうしますと、その前にはさらに汚染されたほだ木等の移動、集積、こういったものもやらなければならないと、かなり急がなければならないスケジュールになると思うのです。そういったスケジュールを県としてどのように把握しているのか、その点について、まず伺いたしたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 先ほどお話ししましたように、今年度と来年度の2カ年に分けて実施するというお答えを申し上げましたが、その部分も含めての考え方でございます。基本的に、今議会で予算がお認めいただけますと、原木の準備と並行してほだ木の除去等を行うわけです。ほだ木の処分等が10月から、そしてほだ場の落葉層の除去を並行して行うということを、まず考えております。

そして、平成25年度事業として、また同じように4月から7月までの間にほだ木の除去、あるいは落葉層の除去を行って、そこに新たなほだ木を設置するというので、2段階に分けて実施するという考え方でございます。

○高田一郎委員 生産農家の方々にお話を聞いたり、現地に行ったりしますと、この落葉層の除去というのは、大体置く場所がないということで、農家個々の判断になろうかと思えますけれども、なかなか生産者の自力だけでは対応できない。場所の問題も含めてできないと思うのです。やはり一時保管場所の設置というのは非常に重要になってくるのではないかなと思うのです。そういう点で、やっぱりこれは農家の判断に任せないで、行政がバックアップして対応していかないと、結局ほだ場の除染も進めていくことができないのではないかなと思うのですけれども、その辺について行政の支援策についてお伺いしたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 そういったことを踏まえまして、今回の事業については市町村を実施主体として、市町村に対して10分の10補助するという仕組みを考えているものでございます。

○佐々木茂光委員 私からは、3点ほど。

まず一つは、今吉田委員のほうからもあったように、南部園芸研究室の復旧ということで、最初に、あの建物は解体をして、また再スタートを切るのかどうかということをまず聞きたいと思えますし、それから面積の縮小があった分はこれからどのように活用されていくのか。あの周辺にグランパという植物工場とか、その辺の現状というか、販売もそこそこ流通させているということも聞いていますけれども、今の様子を聞きたいと思えます。

それから、サケ、マスは先ほどお話がありましたので、共同利用漁船の復旧支援等の対策の中で、定置網の漁具の設置等への補助ということもありますが、ちょっと具体的なお話を聞きたいと思えます。

○鈴木農業普及技術課総括課長 南部園芸研究室の施設につきまして、被災した施設を解体して新築するののかという御質問ですけれども、施設全てが使用不能になりましたので、全て解体撤去して新たに建設いたします。これまでより面積縮小するが、その活用策はということですが、グランパがあそこの用地を使いたいということで、陸前高田市から申し入れがありましたので、南部園芸研究室のもともとの1.7ヘクタールは陸前高田市に譲渡しまして、グランパ等がそこでハウスを建てて使っていると。

そして、南部園芸研究室の再構築に当たりましては、陸前高田市と別なところを交換いたしまして、米崎小学校の近くのところに50アールいただきまして、そこに再設置すると

いうことであります。したがって、県としましても陸前高田市のいろんな復興プランに最大限の努力をしながら、一緒に力を合わせてやっているところです。

○高橋農産園芸課総括課長 グランパの現状についてのお尋ねでございますけれども、ドーム型栽培施設8基はそのとおり完成いたしまして、8月4日から出荷を開始してございます。

それで、今1日量およそ3,600株の出荷ということで、地元へのお荷、あるいは仙台、石巻方面のサブウェイ等へ出荷しておりますが、過般若干廃棄というような新聞報道がなされましたけれども、1回目だけそういった事実がありまして、あとは順調にいつているという報告でございます。

なお、この具体的な成果につきましては、経済産業省のいわゆる研究事業費ということで、年内はそういう研究活動が行われますので、具体的成果については年末過ぎ、年度内ぐらいになるかと思っておりますけれども、まとまる予定でございます。

○石田漁業調整課長 定置網の復旧に関する補助の関係でございますけれども、平成23年度まで各漁協等事業主体の要望を受けまして、大小合わせて92カ統の整備について国の交付決定を受けて、今鋭意事業を進めているところでございます。現在の復旧状況につきましては、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

○佐々木茂光委員 具体的にというのは、網の形態というか、設置場所等の復旧、それらに対するということなのですが、今もうちょっと具体的に聞きますけれども、前にもちょっと触れたかと思うのですが、定置網の形態は、一つの形態ではないということです。北のほうは、来た魚をそのまま袋網に入れて水揚げをするという、まさに全て待ち受けなのですけれども、南の私たち広田湾のほうは同じ待ち受けでもカツオ船の餌場としての定置網があるのです。建網の本網についての補助はあったのだけれども、餌場にする生けすの網が定置網、同じ系統の中なのだけれども、それが補助対象にならなかったということがあって、定置の人たちへの説明不足もあつたやにも聞いておりまして、要するに同じ定置網といってもそれぞれの形態があるということを当局のほうで承知していなかったのか、金を出す側が理解をしていなかったのかということ、もしかすると、その補助の対象から漏れたのではないかということ、ちょっとその件にも触れたのですが、今回それらに対する補助がもしかすると出たのかなということを思って、今ちょっと聞いてみたのですけれども、その辺具体的なところをちょっとわかりましたらば教えていただきたいと思っております。

それで、南部園芸研究室なのですけれども、あれ壊すのですか。何でみんな、確かに水かぶった、水かぶったと、公共のものを倒していくのはもちろんいいのですけれども、あそこは水が上がった、上がった、上がったといったって一番奥です。直近に水かぶっている場所でもないと思うし、私が見るにまだ使えるのでないのと正直思うのですけれども、ただ単に水かぶって使えないから、ぐらついてしまったから直して使おうという考えでなく、もう構わないから、みんな倒してしまえやという考え方で解体になったのかどうか。

解体するというのを決めてしまったのは、それはそれにしても、もし考え方を換えられるのであれば、やっぱり無駄なお金は余り使わないほうがいいような気がするし、もし建てかえをしていくのであれば、限りなく木造に近い形で整備をしていただきたいなと思います。その辺をちょっと。

○鈴木農業普及技術課総括課長 遠目に見ますと、しっかり建っているように見えるのですが、あそこは屋根の上1メートルのところまで水をかぶって、壁が突き抜けて中の機材が全て押し出されている状態です。それから、陸前高田市の復興プランとの兼ね合いの中で、あそこをグランパと陸前高田市が設置する施設園芸団地に、沿岸部の施設園芸産地の発信拠点にしようという大きな構想の中で取り組んでおります。その中で、南部園芸研究室の敷地にそういった新たな誘致施設を建てたいという希望もありましたし、あの建物が屋根の上まで浸かりまして、相当全てがぐちゃぐちゃの状態でありましたので、移転という中で陸前高田市から示された場所に移動しながら、あそこの横に、今度は陸前高田市が総合営農指導センターの後継施設をつくるという全体プランの中で組み立てているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

木造の施設はどうだということでございますけれども、ただいまは鉄骨づくりのもので設計の予定ではあります。そういったことで、今のところ木造の検討は、事務当局としてはなされていないというところであります。

○石田漁業調整課長 定置網の具体的な整備の考え方でございますけれども、国の要領等に従いまして、国の要領の中では基本的に被災した定置網1セットを整備するという考えで、予備のもの、追加のもの、これは補助の対象にしないという考えでございます。その中で、県としましては、操業の実態を考慮しまして、定置網そのものの本体のほか、通常は魚をとる部分がございます、その魚をとる部分は、網に海藻等がつきまして汚れますから、通常は1カ月から1カ月半で取りかえるわけです。これも1セットのローテーションという考えで、ここまでの整備については認めるということです。先ほど委員のほうからお話がありました別の網をかえるという考えは、予備の網、ほかの形態の網という解釈になりますので、基本的には国の今の要領の中では補助対象としないという考えになっております。

○佐々木茂光委員 でも、そいつわからせなければだめだよ。実際あなたたちもどういう状態、形態でやっているのだかということ半ば承知していないということだ。だから、網を戻すのはいい、形態を戻すのはいいのだけれども、その人たちは同じ建網、定置だといってもそういう漁業形態の定置だということです。そこをわからせなければだめだ。私は、それを言っているのです。建網だけのサケ、マスの大きな大型の定置だけが定置網ではないということ。そこをあなたたちが教えなかったと言えはおかしいけれども、要するにそこなのだ。そうでなければ、物取りにならなかったということです。私は、今からでもそれは遅くないと思いますよ。これからの網の復旧、復興に向けても、何かそれは探ってやっていただきたいなと思います。

あとは、南部園芸研究室なのですけれども、それはそういった陸前高田市からの事情の中で取り壊して、結局よけなければならぬから取り壊さなければならぬということだと思っておりますので、それは承知しました。それで、限りなく木造に近いというのは、やっぱりあの風景の中で鉄骨よりは同じく木造で建てたほうがより土になじみやすいのではないかなと思っておりますので、そういうことを少し頭に置いて取り組んでいただければなと思っております。とりあえずこんなところで。

○高橋昌造委員長 それでは、当局は今の佐々木委員の要望について、しっかり検討していただくように。

答弁はよろしいですね。

○佐々木茂光委員 はい。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

それでは、この際昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋昌造委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号田老漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 漁港災害復旧工事の請負契約事案について御説明申し上げます。

議案の関係は、議案（その3）の1ページから5ページでございます。それでは、お手元に配付してございます説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

議案第60号田老漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。田老漁港防波堤災害復旧工事の請負に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事名は、田老漁港災害復旧（23災県第269号防波堤）工事。工事場所は、宮古市田老

地先。契約金額は、11億5,290万円。請負者は、株式会社本間組・梨子建設株式会社特定共同企業体。株式会社本間組の住所は、新潟県新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3。梨子建設株式会社の住所は、盛岡市高松四丁目20番20号でございます。本工事は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災津波により被災を受けました漁港施設の機能を回復させるため、防波堤の施設を復旧するものであります。

ページをめくっていただきまして、2ページ目をお開き願います。入札結果の説明でございますが、本工事は総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります。入札公告日、平成24年8月24日、入札、9月24日、落札決定、9月28日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事特A級又は土木工事A級となっております。入札参加申請者は2者で、入札参加者は2者となっております。入札の結果、株式会社本間組・梨子建設株式会社特定共同企業体が10億9,800万円で落札したものでございまして、予定価格に対する落札価格の割合は90.53%となっております。

次の3ページ目には、入札調書を添付してございます。

資料4ページ目には、工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、下のほうにあります平面図をごらんいただきます。左上のほうが陸になっておりまして、海に向かいまして防波堤が延びておりまして、途中からカーブしているところから防波堤L=165メートル、赤書きの部分ですが、この防波堤を復旧するものでございます。契約金額は11億5,290万円、請負率は0.9053、工事期間は平成26年3月20日までとしております。写真は、防波堤の被災状況を載せております。

次に、5ページ目には、田老漁港の全体の平面図に施工箇所を丸印で示したものと被災前と被災後の航空写真を載せております。防波堤が粉々になっているような状況になっておりました。

6ページ目をお開き願います。6ページ目には、標準断面図を記載しております。ケーソン式ということでございまして、ケーソンというコンクリートの箱を沈めまして、その中に碎石を入れまして防波堤とするものでございます。下のほうの断面は、隅角図で、始点側のほうの断面になっております。

以上、田老漁港防波堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 この一つというか、きょうかかっている請負契約5件に関して全て含めてですけれども、第1に被災地で入札が不調に終わって復興がおくれるというのが一番苦になっていきますので、今回札を入れたのが1者とかというのがありますけれども、被災地に今技術者が足りない、そういった中で、無事に落札、契約できたことをまずは安堵しているところでもあります。

それで、今回この5件とも落札率が90%を超えていると。中には99%を超えているもの

も、震災前の落札率から見ると非常に高いというような感じですが、やはり、実際請け負っている業者の声を聞きますと、落札率が高くても、その分資材の高騰、あるいは人件費の問題等々、そういったこともあって、なかなか利益を出すのも難しいというような話を聞くわけですが、部長の答弁でもあったと思うのですが、今私が聞いている中では、県が建設業の各支部と意見交換会で話している内容では、資材の高騰分とか、人件費の分に関しては、今後実態を見ながら変更契約という形で対応したいというようなことを示しているということですが、その解釈としてそれでいいかどうかをちょっとまず確認させていただきたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 現在資材関係の値が上がっていますし、労務は今ちょっと落ちつきを示しているのですが、その関係もございまして、県といたしましては入札の設計書をつくってから契約するまでやはり2カ月、3カ月かかりますので、その間高騰した場合は設計変更で対応するという方針を示しておりますので、生コンクリートが上がった場合はその契約した後すぐ、例えば4月1日単価で設計を組んでいて、7月に契約になった場合には7月の新しい単価に組み替えるというような形で資材の単価には応えていきたいと思っていました。

同じように労務とか、そういう単価も一緒に設計変更していくという形で対応したいと思っていました。

○岩崎友一委員 やっぱり今まで農林水産部関係にかかわらず、県土整備部関係もそうですし、市町村の発注工事もそうなので、受注しても、実際、変更契約はしてくれと言いつつも、では実際幾ら見てくれるのだという部分が見えないので、やはり業者は不安を抱えているという部分があります。最近工事が出たばかりですが、既に変更契約をした事例というのですか、そういったものはあるのでしょうか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 直近では、釜石の振興局管内で入札の契約を局で発注した案件ですが、すぐ単価を置きかえるというような案件がございまして、相当の金額が変更増になっておりまして、間に合えば今回の追加議案のほうに提案したいと考えておりました。

○岩崎友一委員 さきほど申しましたように、やはり業者が、幾ら見てもらえるのかというのがなかなか見えないということで、実際どうなのだろうと本当に不安に思っていますので、今大村課長おっしゃったように、いつ、こういったルールで変更契約しますとか、何らかの基準をその業者、あるいは建設業の支部に対して提示したほうがいいのかと思いますけれども、できればそうしていただきたいということを要望させていただいて終わります。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。

○岩崎友一委員 いいです。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 61 号大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案（その 3）の 2 ページ目でございます。引き続き資料に基づいて御説明申し上げます。

議案第 61 号大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、大船渡漁港災害復旧（23 災県第 674 号）工事。工事場所は、大船渡市末崎町地内。契約金額は、8 億 7,570 万円。請負者は、株式会社佐賀組。住所は、大船渡市盛町字田中島 27 番地 1 であります。本工事も震災を受けた漁港施設の機能を回復させるため、マイナス 3 メーター岸壁の施設を復旧するものでございます。

ページを開いていただきまして、入札の結果でございますが、本工事も総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります、入札公告日、平成 24 年 8 月 24 日、入札、9 月 24 日、落札決定、9 月 28 日となっております。入札参加資格の個別要件は、土木工事 A 級となっております。入札参加申請者は 1 者で、入札参加者は 1 者ということになっております。入札の結果、株式会社佐賀組が 8 億 3,400 万円で落札したもので、予定価格における落札価格の割合は 99.58%となっております。

次の 3 ページは、入札調書になります。

次の資料 4 ページ目には、工事の概要について記載しております。工事内容につきましては、中ほどにあります平面図をごらんいただきます。大船渡漁港の細浦という地区にありますマイナス 3 メーター岸壁と棧橋を復旧するものであります。総延長は 384.8 メートルとなっております。それぞれの岸壁の写真を載せてございます。かなり沈下しております。冠水している状況の写真になっております。

続きまして、5 ページ目には、大船渡漁港の細浦地区の全体の平面図に、施工箇所を丸で示したものと、震災前後の航空写真を載せてございます。

次の 6 ページ目では、標準断面図を記載しております。マイナス 3 メーター岸壁、ここ

の岸壁は栈橋方式で鋼管杭を打ちつけて上部工をコンクリートにする構造になっております。

以上、大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 ちょっと私が読み取れないのか、単純なことだと思うのですが、教えていただきたいと思います。

先ほどの案件、議案第 60 号に関しましては、工事期間に関しまして、平成何年何月何日までと記載してあったものに対しまして、本議案につきましては工事期間 369 日間というような記載になっております。これにつきましては、いつからをカウントして、いつまでに終わらせるといったような性質のものではないのかどうか、どのような事業の考え方なのかをお知らせいただきたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 こちらの工事期間は、全体の工事の工程からはじきまして 369 日間にしておりまして、今回の案件は議決のときの次の週から暦に従いまして、369 日間としておりまして、平成 25 年 11 月 1 日までという形にしております。

○郷右近浩委員 これは、もちろん業者の方々も慣例というか、皆さんルールとしてはわかっているという形でよろしいのですね。といいますのは、やはりそれぞれの漁港であったり、そうしたところにおいては一刻も早く復旧工事を整えてやっていただきたいという思いの中で、何となくこれだけ見るといつから始まりいつ終わるものなんていうような考え方でなくて、きちんとルールとしてみんなが認識持っているということの確認だけよろしくをお願いします。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 そういうものでございまして、年度をまたいだ場合には、3 月 15 日とか 20 日とか、年度をまたぎませんよというときには 3 月 20 日までとかという期限を区切りますけれども、一般的には工事期間は何日間見てあげますよという形で請負契約は締結しております。

○高橋昌造委員長 よろしいですか。年度をまたがるか、またがらないかで、お答えはそれでいいのですね。

〔大村技術参事兼漁港漁村課総括課長「はい」と呼ぶ〕

○高橋昌造委員長 あとほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 62 号綾里漁港東防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第 63 号綾里漁港西防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上 2 件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案(その 3)の 3 ページ、4 ページになります。引き続き説明資料に基づき御説明申し上げます。

まず、議案第 62 号綾里漁港東防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、綾里漁港災害復旧(23 災県第 56 号)工事。工事箇所は、大船渡市三陸町綾里字田浜下地先。契約金額は、14 億 5,425 万円。請負者は、株式会社佐賀組・株式会社明和土木特定共同企業体。佐賀組の住所は、大船渡市盛町字田中島 27 番地 1、株式会社明和土木の住所は、大船渡市大船渡町上山 14 番地 3 でございます。本工事も震災の関連の東防波堤を復旧するものであります。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目の入札の結果の説明でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯であります。入札公告日、平成 24 年 8 月 24 日、入札、9 月 24 日、落札決定、9 月 28 日となっております。入札参加の個別要件は、土木工事特 A 級又は土木工事 A 級となっております。入札参加申請者は 1 者で、入札参加者は 1 者となっております。入札の結果、株式会社佐賀組・株式会社明和土木特定共同企業体が 13 億 8,500 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 99.54%となっております。

次の 3 ページは、入札調書であります。

資料 4 ページ目には、工事の概要について記載しております。左下にあります平面図をごらんいただきます。綾里漁港の沖側にあります東防波堤、この両端部が大きく被災しておりますけれども、全体 130 メートルを復旧する工事となっております。契約金額は、14 億 5,425 万円、請負率は 0.9954 でございます。工事期間は、814 日としております。日にちで申しますと、平成 27 年 1 月 20 日ということになっております。

説明資料 5 ページに移ります。綾里漁港の、主に沖防波堤の全体平面図に施工箇所を丸印で示しております。漁港施設の被災前後の航空写真を載せております。

次の 6 ページ目には、標準断面を記載しております。こちらもケーソンの方式になっておりまして、倒れたところはケーソンをもとに戻す。ケーソンが残ったところは、ブロックを積み上げます。消波ブロックが崩れたところは、それをもとに戻すという工事になります。

続きまして、7 ページ目をお開き願います。議案第 63 号綾里漁港西防波堤災害復旧工事

の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、綾里漁港災害復旧（23 災県第 57 号）工事でございます。工事場所は、大船渡市三陸町綾里地先。契約金額は、9 億 8,385 万円。請負者は、株式会社佐賀組でございます。

ページをめくっていただきまして、8 ページ目には入札の結果でございます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものであります。入札の経緯ではありますが、入札公告日、平成 24 年 8 月 24 日、入札、9 月 24 日、落札決定、9 月 28 日となっております。入札の参加資格の個別要件は、土木工事特 A 級又は土木工事 A 級となっております。入札参加申請者は 1 者で、入札参加者は 1 者となっております。入札の結果、株式会社佐賀組が 9 億 3,700 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 99.53%となっております。

次の 9 ページは、入札調書になっています。

資料 10 ページ目には、工事の概要について記載しております。綾里漁港の沖にあります西防波堤が大きく被災したもので、99.8 メートルを復旧するものでございます。契約金額は 9 億 8,385 万円、請負率は 0.9953 でございます。工事期間は 382 日としておりまして、平成 25 年 11 月 14 日までということにしております。

次に、説明資料 11 ページには、綾里漁港の沖の防波堤全体の平面図に施工箇所を丸印で示したものでございます。あとは、被災前後の航空写真を載せてあります。

12 ページには、標準断面を記載しております。こちらケーン式のものでございまして、倒れたケーンには新しいケーンを据えつける、倒れなかったところには、上部工のかさ上げ工事を行いまして、消波工を施工するというものでございます。

以上、綾里漁港西防波堤災害復旧工事の請負契約を締結するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 先ほどの件です。やはりちょっとどうしても納得がいかない部分で、年度をまたぐといったような、委員長のほうでもまとめていただいて、御指導いただいたわけですが、ただ、最初の田老のほうですけれども、工事期間は平成 26 年 3 月 20 日まで、船越につきましても平成 26 年 3 月 20 日までと日にちで記載されているのに対し、年度をまたぐものとまたがないものというような先ほどの説明だったと思うのですが、814 日間であったり 369 日間であったり、さまざまな形でこのような記載の違いが出てくるものか、その点についての御説明、改めてお願いしたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 基本的には、何日間というその期間で設定します。どうしても年度をまたいでもらっては困るというようなときには、3 月何日までというような記述をすると、その違いでございます。工期を設定する場合に、その工事内容で、これは何日間かかる、これは何日間かかるというのを足して行って 650 日かかるとか 850 日かかるかという設定をして公告します。ただ、年度末の 3 月のときには、完成検査した

りする関係などで、3月31日とかになるわけにはいかないのです、そういう場合はもう3月20日まで完成させなさいということで3月20日とか3月15日とか、そういう形で、そこまでですよと区切る場合もございます。その2種類あります。

○郷右近浩委員 この20日までで切らなければならないというような部分の意味合いは大体わかりました。ただ、これは確認ですけれども、ほかの今回の何日間という表記になった部分については、またいでもいいという話ではもちろんないと思いますし、本来的には、またがる可能性があるというところはないはずではないというようにも見受けられるのですが、例えば平成25年11月1日までというのが、もし大幅におくれるとか、またさらにはこの日付を区切っているがゆえに、その日付、スタート期間からどのような形かのおくれで、この日数で消化すればいいというようにどうしてもとれるわけなのですけれども、この点についての御説明をいただきたいことと、さらにはこちらのほうも何日間ではなくて、書式を統一して、大体何日までといったような、議会に出すときに表記をすることはできないのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 年をまたぐのではなく、年度をまたがないという意味ですので、その辺は。

〔郷右近浩委員「はい、了解」と呼ぶ〕

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 あと、確かに記述が打ちどめしているのと、何日間というのと2種類ございますので、極力提案する場合には日にちのほうでわかりやすく提案をしたいと思います。債務負担行為をとっていますので、2年間かかる工事もありますし、3年かかる工事もあります。ただ、そういう工事であっても、通常何日間とやって3月31日とかになってしまうと、それはちょっとまずくなるので、3月20日までとか、そういうように区切ってしまうという工期の設定の仕方もございます。ですので、わかりやすく何日までというような表記で説明をしたいと思います。

○高橋昌造委員長 当局にちょっと確認ですが、この契約案件の中で工事期間はこの議決の事項には入らないのでしょうか。どうなのですか。工期は、契約案件の議決事項に入っているのか。何か今あれなのは、議案には工期が入ってないと。説明資料には入っているということで、今恐らく郷右近委員はその辺のところを含めてお聞きしているのではないかなと思うのですけれども、どうですか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 現在仮契約の状況になっておりまして、議会の本会議で議決された日の翌日からこの期間を設定しますよという状況になっています。本契約になったときに、初めて本物の契約月日が入って、その次の日から数えた日にちが11月何日までとなります。ですので、先に仮契約がありますので、これからは仮契約での工期のお示しは、多分できると思いますので、その形で次回からははっきりとさせたいと思います。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 64 号船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 議案（その 3）の 5 ページ目にございます。引き続き資料で御説明申し上げます。

議案第 64 号船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

工事名は、船越漁港災害復旧（23 災県第 367 号その 2、第 368 号東防波堤他）工事、工事場所は、下閉伊郡山田町船越地先。契約金額は、11 億 3,400 万円。請負者は、大坂・菊地特定共同企業体。大坂建設株式会社の住所は、宮古市宮町一丁目 3 番 43 号。株式会社菊地建設の住所は、宮古市八木沢三丁目 11 番 5 号でございます。本工事も東日本大震災津波により被災を受けました東防波堤、東第 2 防波堤を復旧するものでございます。

入札の結果でございます。ページをめくっていただきます。本工事は、総合評価落札方式条件付一般競争入札の方法により行われたものでございます。入札の経緯でございますが、入札公告日、平成 24 年 8 月 24 日、入札、平成 24 年 9 月 24 日、落札決定、10 月 2 日となっております。入札参加の個別要件は、土木工事特 A 級又は土木工事 A 級となっております。入札参加申請者は 3 者で、入札参加者は 3 者となっております。入札の結果、大坂・菊地特定共同企業体が 10 億 8,000 万円で落札したもので、予定価格に対する落札価格の割合は 94.86%となっております。

次の 3 ページ目は、入札調書でございます。

説明資料 4 ページには、工事の概要について記載しております。左下にあります平面図をごらんください。陸側から海のほうを見まして右側のほうに東防波堤 266.1 メートル、左側のほうに東第 2 防波堤 246.1 メートルを復旧するものでございます。契約金額は 11 億 3,400 万円、請負率は 0.9486 でございます。工事期間は、平成 26 年 3 月 20 日までとしております。写真は、特に東防波堤のほうの被災が甚大でございました。

次に、説明資料 5 ページには、船越漁港全体の平面図に施工箇所を丸印で示したものと、漁港施設被災前後の航空写真を載せております。かなり防波堤がばらばらになっている状

況です。

次に、6 ページ目をお開き願います。6 ページ目には、標準断面図を載せてございます。この標準断面図は、先ほどのケーソンとは違いまして、セルラーという断面でございまして、ケーソンより規模の小さい箱を重ねて、中に碎石を入れて防波堤にするものでございます。

それから、上のほうで色がちょっと違ってはいますが、この部分はその1工事で既に消波工を設置してある部分でございまして。

以上、船越漁港防波堤災害復旧工事の請負契約を締結しようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 技術提案評価の企業の施工能力の点についてお伺いしたかったのですが、先ほどの田老漁港災害復旧工事では株式会社本間組・梨子建設株式会社特定共同企業体が受注をしております。そのところの数値を単純に見たときに、企業の施工能力に1.9、0.9と1の差があるわけですが、これは工事の中身が全然違って、例えばこの工事を施工するに当たって、施工能力が1下がったという形で見られるものなのかどうか。といいますのも、先ほど佐賀組のところの受注した案件見ると、同じ2.5、2.5というような数値で載っておりましたので、今回のこの案件についてどうだったかという説明をお伺いしたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 企業の施工能力につきましては、基本的にはどれだけの企業の能力があるかということで、過去の受注実績とか、そういったものを提出して点数をつけていただくので、ほとんど変わらないものでございますけれども、今回の本間組・梨子建設の場合は当方のほうで条件を付した災害復旧の施工実績というものではない実績を提出したということで点数が上がらなかったというものと聞いております。今回の技術提案は、漁港災害復旧を過去にやった実績のある会社には高い点数を与えますよというようにしてあります。そういった中身の中で、災害復旧ではない海の施工実績を上げたということで、この企業の施工能力が低い点数になっているということでございます。

それから、技術者の要件とか地域精通度につきましても若干下回っているということについては、その工事工事で技術者を変えていますので、これは各会社で1件1件技術提案ではなくて、過去の施工実績を提出したり、技術者が違う人になると、その人の経験が浅いと点数が下がったり、あと地域精通度で、この地域では過去にいろんなボランティアとかをしなかったのが点数が低いとか、そういう条件がありますので、同じ共同企業体でも工事によってこの部分の点数は上がったり下がったりするものであります。

○工藤大輔委員 技術者の要件と地域精通度は、そのとおりだと思っております。申し上げたかったのは、同じ災害復旧工事ということと趣旨、内容が、この図面で見てもそれほど大きい違いのない工事ではないのかなと私には見受けられる中で、明らかに大きく1違うと、今回の結果でいくと落札業者が変わってしまう結果だったのです、さっき計算して

みたら変わってしまうほどの違いがあったなと思うわけですが、それについていま一度、その中身の違いをもうちょっとわかりやすく説明いただきたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 この施工能力は、漁港災害復旧を施工した実績のある者を見る項目でございます。

本間・梨子建設は、田老のときには1.9もらっていますけれども、田老のときと同じ実績を報告すれば、ここで1.9もらえたわけです。ところが、どういうわけか船越の場合は違う施工実績を提出したばかりに0.9になってしまったという。それで、せっかく入札の札が低かったにもかかわらず、逆転してしまっている。

○工藤大輔委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○佐々木茂光委員 では、私からも何点か。まず、今度の工事で、クラッシャーの砕石を使ったりということがありますけれども、この中で復興材として、大分陸にあるあの辺のがれき等が、やっぱり使い勝手がいい形で使われれば大変いいのですけれども、そのような状況に今あるのでしょうか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 先ほどのケーソンも、今回のセルラーの中詰め材も、設計上は新材で組んでおります。ただ、コンクリート殻が相当出ているので、試験結果で所望の比重が出るのであれば、それを積極的に使いたいとは考えております。

それから、各海の工事現場でコンクリートの防波堤が転んでいますので、それはやっぱり砕いて始末しなければならぬので、自分のところの工事現場からもコンクリート材が出てきますので、それは有効に活用したいと考えていました。どのようにして有効に活用するかといいますと、例えばおかに上げて、防潮堤のおかの工事の敷き材に使うという方法もありますし、あと、コンクリートはもともと岩石とかなり同じような形で着定基質にもなりますので、この図面で見ますと防波堤の裏側に敷き詰めて、そこをウニ、アワビの増殖場にするとか、そういう形も考えながら有効に使いたいとは思っています。

○佐々木茂光委員 恐らく工事はこれだけでないと思うのですが、当然、工事発注するに当たって優先順位をつけているのだと思うのですが、それは何というのがあるのですか。まず、こういうところを軸に工事を発注していくのだとか。私から言わせると、陸前高田市のほうにもこのぐらい被害があったところがあるわけです。今私がなぜこういうことを話したかという、本当の外堀を埋めなければ漁港が機能しない場合と、それから外堀でなくても内海の分で、内湾の分で整備しなければならない場合があると。これを見ると、まず外海と、それから外にもあるのだけれども、中のほうは傷んでいない。その2様あると思うのです。私がお話したのは、私のほうの湾は外海の分の防波堤がないから、今すごく中が暴れるわけです。だから、中の分は後でもいいのだけれども、とりあえず外の一歩の外洋に面した分だけをやっぱり早々にやってやらなければだめなのではないかなと思うのですけれども、その辺のこれから工事を発注していく上で、そういうところというのは頭に入っているのだろうか、とりあえず。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今回の震災では、波を防ぐ防波堤も、荷を揚げる

岸壁も両方壊れましたので、まずは船の荷揚げを優先するという考え方をしております、まずは岸壁を直すと。沈下したものは上げるというところからスタートしました。本来の漁港の整備のストーリーからすれば、これは反則なわけです。防波堤をつくらないのに荷揚げをつくるというのは、本来はあり得ない話ですけども、今回は急場をしのぐために、とにかく荷を揚げるのを先に直す、かさ上げするというやり方をしました。防波堤は、非常に金額もかさみますし、今回の案件も全部委員の皆様方の承認をいただくほど金額も大きいところですので、この防波堤がきちりできないと、とにかく船をしけのたびに陸に揚げたり、港湾のほうに逃げたりしなければいけないということで、今遅まきながら外郭の防波堤を発注していると。これまでは、全部岸壁のほうをやらせていただいているということでございます。

例えば陸前高田市の市町村営のほうでは、岸壁は壊れなくてもかなり沈下しています。破堤はしていないので、まず沈下だけであれば潮位のいいときに荷揚げすればいいということで、ちょっと今その発注がおくれていますけれども、市町村管理についても今月中には五つの漁港が発注になりますので、これから本格的に中と外郭と同時に見ながら施工して、平成27年度までには完成させたいと思っています。

○佐々木茂光委員 そういった意味では、今回上がってきたのも少ないのかなと、今正直言って思ったのです。平成27年までに早々に復旧するということがあったので、もっと上がってくるのかなと。逆に言うと、請負業者が足りなくなってしまうのではないかなと。漁港、港湾というところある程度特殊な専門性がないと、なかなか請け負えないということがあるとは思うのですけれども、これからますます出てくるわけです。そうすると、大概沿岸部にいる業者の人たちというのは技術的なもので限られてきているかと思うのです。その辺の対応というのは、例えば業者の仕事ぐあいを見て仕事を発注するという考えでは恐らくないと思うのですが、やっぱり我々漁港を使っている者から見ると早く早く、例えばここもやったので、そこも、ここも、ここもと、とにかく仕事を待つのではなく、漁港の整備をみんな待っていますので、その辺どういう考え方でこれから発注を進めていくのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 最終日に14件（後刻「13件」と訂正）ほど追加提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大体が先ほど申しましたとおり、外郭の防波堤をやるということで、今のところ大船渡管内では5億円以上の大規模はこれで発注は終了という形にして、あとは5億円以下の小規模なところを直すのをやっていくという状況に来ております。とにかく今請負業者もかなりいっぱい仕事をとっておりまして、厳しい状況にはなっておりますけれども、やはりまずは契約者を決めないことにはスタートできませんので、今はとにかく現地でも一生懸命設計書をつくって、発注して契約を済ませると。契約したその後は、当然漁港ごとの調整がでてきますし、生コンクリートの打設の調整も出てきます。そういうのを見ながら今後は調整をします。とにかく、まずは契約をさせてほしいということで今考えております。

○佐々木茂光委員 その辺、業者に対して余り遠慮しないで、どんどん、どんどん仕事を発注してもらいたいなと思います。いずれ地元業者、地元業者と言われているのはあるのですけれども、地元で負えない分については、また近隣の業者の方々にも声をかけるとか、とにかく発注する側としての滞りが無いような形で進めていっていただきたいなと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 先ほど14件と申しましたが、13件の誤りでございました。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、執行部から岩手県競馬組合の発売状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○内宮競馬改革推進監 それでは、岩手県競馬組合の発売状況等について概要を説明させていただきます。

お手元のA4縦長2枚物の資料をごらんになっていただきたいと思います。まず、1の平成24年度の発売額の計画達成状況ですが、4月7日の開幕から10月8日までの通算80日間の岩手競馬の発売額につきましては、全体で121億4,900万円、計画達成率は98.7%となったところでございます。内訳を見ますと、自場発売が102.8%と計画を上回っておりますが、広域委託発売が96.9%、インターネット発売が90.8%と計画を下回ったところでございます。これにつきましては、一昨日で10月8日に行われました南部杯当日の計画達成率が67%と計画を下回ったことが影響しているものでございます。ただし、収益率の高い自場発売が計画を上回っておりますので、広域委託、それからネット発売が計画を下回ってはいますけれども、粗利益ベースでは計画を上回っている状況でございます。南部杯の発売額等につきましては、後ほど御説明させていただきます。

なお、JRAのインターネット会員への地方競馬の発売が10月3日から開始となり、岩手競馬におきましては10月7日からスタートしたところですが、この10月7日、8日、2日間の発売額につきましては3億4,900万円となったところでございます。

次に、2の岩手競馬の発売額と入場者数の前年度比較でございますが、発売額につま

しては前年度比 103.7%でございます。前年度との比較に当たりましては、開幕から同じ開幕数で比較している関係で、日数で見ますと今年度は昨年度に比べ1日少ない80日間ということで、1日当たりで比較いたしますと前年度比105.0%となっております。

それから、競馬の開催場における入場者数でございますが、19万1,463人ということで、前年度比100.0%、1日当たりで比較いたしますと101.2%という状況でございます。

なお、下のほうの注意書きにありますとおり、昨年度は震災の影響で5月14日からの開幕となったことから、前年度の数值につきましては第3回の開催までは平成22年度の実績、第4回以降は平成23年度の実績を累積しております。

次に、2ページ目をお開き願いたいと思います。第25回マイルチャンピオンシップ南部杯の発売状況について御報告いたします。昨年度の南部杯は、被災した岩手競馬の支援の一環ということでJRA主催により東京競馬場で施行されましたけれども、今年につきましては、例年どおり盛岡競馬場において10月8日の祝日に開催されたところでございます。

まず、盛岡競馬場の入場者数でございますが、7,533人、平成22年度の比較でまいりますと78.3%となったところでございます。発売額で見ますと、全体では4億8,100万円、平成22年度比較では96.2%という状況でございます。

なお、JRAのインターネット会員への発売額につきましては3億2,200万円ということで、全体の発売額の66.9%を占めていたところでございます。このJRAインターネット会員への発売額を除きますと1億5,900万円ということで、平成22年度の実績をかなり下回る結果となりますけれども、その理由といたしましては通常2億円を超える発売実績のある南関東競馬での広域委託発売が今回はなかったということが主な要因でございます。これにつきましては、その南関東競馬ではJRAの開催日には原則として競馬を開催せず、他の主催者の発売も行わないという取り扱いをしているということで、今回南部杯の発売はなかったということによるものでございます。

それから、最後に参考といたしまして、本年度のJRAインターネット会員への発売日程を記載してございます。今年度は、現時点では14の重賞レース施行日を含む23日間の発売を予定しているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○郷右近浩委員 ただいまの報告に対して、質問させていただきたいと思います。

競馬事業についてなのですけれども、南関東での販売がなかったとはいえ、ちょっと寂しい結果だったかなということで感じておりました。その中で、今回インターネット会員への販売ということで、2枚目のほうにも表として載せていただいておりますけれども、どうしてもやはり土、日という形で、こうなっておりますので、例えば月曜日というのが果たしてこれは戦略上、よその競馬開催とあわせて販売したほうがいいものなのかどうか。そして、本年度はこのような形での23日間ということですからけれども、来年度以降はこれをどのようにしていくのか。ふやしていくにも限度があるのでしょうかけれども、どのようにしていくか考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤競馬改革推進室特命参事 今委員からの御提案ありました月曜日の発売についてでございますが、このJRAのインターネット会員、PAT会員に対する発売につきましては、今回の南部杯のように祝日と重なった月曜日については発売が可能となっておりますけれども、それ以外の普通の月曜日につきましてはJRAのシステムの関係上、発売ができない日となっております。平日発売につきましては、火曜、水曜、木曜となります。金曜日は、土日のJRAの発売のための準備がございまして、これも発売ができないという取り扱いになってございます。

それから、平成24年度、このような形で参考の記載のとおり予定になってございます。基本的には、重賞のある競馬場については優先的に配置をしていただいております。

それから、他の主催者の重賞がある日には、併売という形で9日間岩手競馬も発売ができるようになってございます。これもシステム上は、中央競馬が3場もしくは2場主催していることが多いわけでございますけれども、トータルで6場まで売れるということになります。その制約の中で、仮にJRAが3場であれば、残りは基幹重賞を持っている主催者が優先的に、そして残り二つが配分になるという形になります。

それから、1件御報告でございますけれども、やはり岩手競馬としましても、こういった発売機会をふやす必要がございますので、今年度関係方面と調整をしまして、1日追加することができました。ここに記載ございませんけれども、1月14日には併売の形で発売日数を1日確保したところでございます。

それから、来年度の考え方でございますけれども、この10月から発売が開始されたところでございます。10月3日、4日、それから10月7日、8日と、4日間ほど実績がございまして、何分初めての取り組みでございまして、こういった傾向が見られるか、今分析をしているところでございます。そういった中で、来年度の発売の日程をどのようにするかといったところでございますけれども、今回の南部杯につきましては、当日東京競馬場と京都競馬場が2場開催してございました。中央競馬が終わった後に、大体4時20分ぐらいでございますけれども、その後に南部杯の出走時間をずらして、最終レースに持ってきて、中央競馬のファンが南部杯のほうに来ていただくように工夫もしたところでございます。ただ、これから日没が早くなってまいりまして、どうしても岩手競馬の最終レースが早い時間になってきます。そうしますと、中央競馬との競合ということも多々ございますが、来年度は春先からこのPAT発売が可能となりますので、冬期開催が岩手はできませんので、そういった状況もハンディがございますから、何とか優先的に配慮していただくようお願いをして、発売日の確保に努めたいと考えてございます。

○郷右近浩委員 どうもありがとうございます。今回南部杯の出走時間に関しては、いろいろ考えたのだなんていうことは実際ちょっと見受けさせていただいておりました。このインターネット発売、最初のころのなじみが出るまではというような部分ももちろんあると思いますし、それをきちんと続けていくということがその後につながっていくと思います。また、来年につきましては、特にも今回この10月の8日から1月13日まで、と

りあえず 23 日間という日程であれば、ざっと考えれば来年度は何倍なのかなんていうことで、そうしたことで理解をさせていただきたいと思ひますし、頑張っていただひきたいと思ひます。

そうした中で、場外、外に対して売っていくというほかに、やっぱりもともとの地元のファンを大切にしなければいけないといったような側面もあるかと思ひます。そうしたことでは、もちろん外にだけのこうしたてこ入れのほかにも、やはり地元競馬場、本場に来ていただくお客さん、特にも一番パーセントを高くお支払いいただくお客様方にきちんとしたサービスを継続していただくようお願いしたいと思ひますし、そのためにも、今度釜石市等で街中場外等、いろんな形での模索をされていたと思ひます。そうした形の取り組みにつきましては、どのようになっているかお示しいただきたいと思ひます。

○佐藤競馬改革推進室特命参事 まず場外、あるいは今回ちょっと落ち込みが大きかった委託発売先、これに対するてこ入れでございますけれども、今回発売がなかった南関東 4 主催者及びその他競馬でございますが、どうしてもやはり J R A との競合というようなこともございまして、開催施設、それから受託発売についても御協力をいただけなかった。この件につきましては、今年度の日程が決まった年度初めから再三再四協力要請を続けてきたところでございましたけれども、かなわなかったというところでございます。しかし、来年度につきましては、何とか開催と、それから発売をしていただくようお願いをしまして、これについては了解をいただけたといいところでございます。

それから、二つ目の地元ファンを大事にといいことで、本場に来ていただひかなければならない。今年度は、平成 22 年度と比較しますと 9,600 人、約 1 万人弱から 7,500 人と減ってございます。P A T 発売が始まって、在宅投票ができるということで利便性が高まったという、そういった面も否めないのてございましてけれども、やはり本場に来ていただひて現場で間近に感動を味わっていただくというようにすることも大事でございますし、本年度は著名な競馬の評論家の方々もお呼びして、そしてイベントの充実にも努めたところでございます。そういった中で、ファンにいかんサービスを向上させるか、2 年ぶりに盛岡で開催できたわけでございますから、魅力あるレースを提供して、地元のファンの方々を支えていただくよう努力してまいりたいと思ひます。広報、宣伝につきましてもグリーンチャンネル、これは全国 29 万人という会員がございまして、そういった競馬専用チャンネルの中に、地方競馬では初となる岩手競馬の情報発信番組、i ちゃんねるをやっております。そこで、積極的に P R 活動を始めてございます。そういったものをさらに強化して、P A T での購入に結びつけていきたいと考えてございます。

それから、最後に釜石市の場外発売所につきまして、7 月までに公募という形で進めてまいりました。結果としましては、1 事業者から参加資格申請までございまして、しかも市内で数カ所の候補地も選定され、関係者と折衝してきたところでございますけれども、応諾が得られなかったということで、期限には提出いただけなかったところでございます。そういった形で一旦、企画提案は終了してございますけれども、改めて期間を限定しない

形で、そしてまた地域についても基本は私ども釜石市というマーケットでございますから、釜石市の機能回復を優先的に考えますけれども、それ以外の地域でもこういった公募による方式が可能であろうと考えてございますので、改めて公募をすることとしてございます。そういった中で、やはり発売対策の強化も進めたいと考えてございます。

○佐々木茂光委員 今ちょっとこれを見ていて、開催日の入場者数が100%と、こんなに同じような人が来ているのですか、これは。19万1,463人、19万1,546人、このぐらいが来ているのですけれども、例えば年代的なものを調査したりということはあるのですか。こうやって見ると、同じ人が来たとはとるのですけれども、今言うように、やっぱりもっともっと外にPRしていくということ、そのときそのときの取り組みの中に入れていったほうが、こう見ると同じ人が去年も来て、ことしも来て、19万何がしになったのだなど、私はそう解釈するのです。例えば、ことしの入場者数をここまで設定しようという目標を掲げながらいく場合に、年代的にどういう傾向があるのか。恐らくそういうのはもう既に分析されて取り組まれているのだと思うのですが、その辺はされているのでしょうか。

○佐藤競馬改革推進室特命参事 入場者数でございますけれども、委員御指摘の年代層とか、そういったところまで細かな把握の仕方はしてございません。入場窓口での数取り器でカウントしているだけということでございます。

なお、ここまで入場者は、若干減少ぎみでしたけれども、今回は南部杯でフリーマーケットを開催したり、それから先ほども申しましたように、著名な評論家、あるいは解説者、スポーツ新聞の記者、そういった方々を呼んで、若い方を取り込もうというような形でイベントの内容等についても進めてきてございます。

○佐々木茂光委員 これのほかでもいいですか。

○高橋昌造委員長 いいですよ。

○佐々木茂光委員 先ほど私が定置網の件でお話をちょっとしたのですけれども、やはりこれは漁業にかかわらず、農業のほうでも恐らく同じようなことが、もしかすると起きているのではないかという心配があるのです。というのは、先ほど言った大型定置のあり方。ところによっては、同じ定置だという一つのくくりの中で、こういう形の定置というのはあると。金を払う国の側からすると、それを一つのくくりにしているということ。私たち被災者側が補助のお金をいただくに当たって、それを理解していただけなかったという、結果的にはそうなのですけれども、例えば農家の場合、トラクターの本体だけよこされても、走ることはできるけれども、田んぼを起こすことができない。ロータリーとセットになって初めてトラクターというのですよと。本当にそういう細かいところまでやっぱり皆さんも勉強はされているのだけれども、それをわからせるような、お金を出す国に対して、やっぱりそういう努力を惜しんではならないなと思います。震災から1年半ですから。これからまだまだそういう復興に向けた予算の獲得というのはあると思うので、結局お金を残してしまうと、どこかにそれを持って行って使われてしまっているというか、そういうケースも見えてくるので、我々がやっぱり被災地として立ち上がるのだぞというものを、

現状をしっかりと訴え続けて、それら復興に対する手だては手厚く取り残しのないように皆さんに取り組んでいただきたいなと思います。

○高橋昌造委員長 答弁はいいですね。

○佐々木茂光委員 答弁・・・。

○高橋昌造委員長 東大野部長からないですか。

○佐々木茂光委員 お話しいただければなのですけども、やっぱりそこなのです。皆さん大変、現場の人たちが大変だというのは、皆さんもその中に入っているから、これは現状をみんな形で届けるのはわかるのだけれども、それをねじ伏せてわからせるということの努力を皆さんにしてもらわないと、さらにです。それがやっぱり何よりの復興かなと私は思っているのです。本当に何もなしのだから。今まであって、台風で流されたから、ではそれを持ってきてやる、それで足りない分は国からいただきましょうというのでないから。何もなくなってしまったのだね。だからこそ最初の手だてとしてはそういうところにみんな気を使って、何とか国から金を引き出せるようにやってもらいたいと思うのです。金払う側は、限りなく払いたくないわけだから。私たちはいただく側だから、必死になってやるのだけれども、その払う側をやっぱり説得するだけの知恵を皆さんに絞り切ってやっていただきたいなということを非常に感じます。まだ1年半しかたっていないので。

○高橋昌造委員長 それでは、佐々木茂光委員のこの思いをしっかりと受けとめて、東大野農林水産部長、お願いします。

○東大野農林水産部長 東日本大震災津波発災以来、昨年来ですけども、現場の生産者の方々の要望を聞きながら国に訴えるものは訴えて、これまで補助事業も随分対象を拡大してもらいながらここまでやってまいりましたが、これからも現場の生産者の方々の声をよく聞いて、訴えるものは国にきっちり訴えて復興に努力していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、当委員会の委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りします。当委員会の11月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成24年度農林水産委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知をいたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
大変御苦労さまでございました。